

ジョン・C・メリルの実存主義ジャーナリズム

塚本 晴二朗

はじめに

一九三〇年代から一九六〇年代にかけてのアメリカ・ジャーナリズム倫理学研究の低調期は、一九七〇年代に入つて、メリルの社会的責任論批判により、活気を取り戻す。エドモンド・B・ランベスやクリフォード・G・クリスチャンズといった、プレス(1)の自由委員会の報告書『*A Free and Responsible Press*』として理論化した『マスコミの自由に関する四理論(2)』(以下『四理論』とする)を評価する研究者たちが、メリルの批判に答えるべく、社会的責任論に道徳哲学的な基盤を付与しようとしたのがきっかけであった。メリルの社会的責任論批判が、アメリカ・ジャーナリズム倫理学の大きな発展に繋がったのである。しかし当時メリルが提唱した実存主義ジャーナリズムは、今現在さほど注目されることはない。

ジョン・C・メリルの実存主義ジャーナリズム(塚本)

六九(八二三)

本論はこの事実を踏まえ、アメリカ・ジャーナリズム倫理学研究におけるメリルの位置づけを再検討しようというものである。

一、メリルの社会的責任論批判

一九七〇年代に入る頃には、社会的責任論はジャーナリズムにとって重要な理論となっていた。この主流となった理論を強く批判したのが、一九七四年に刊行されたメリルの *The Imperative of Freedom: A Philosophy of Journalistic Autonomy* である。これは、アメリカのジャーナリズム倫理学研究がその低調期を抜け出た、一九七〇年代の代表的な文献とされている⁽³⁾。

メリルはまず「社会的責任」という言葉の定義に疑問を投げかける。それは次のようなものである。

社会的責任論の支持者は、社会的責任論がリバタリアニズムから発達したものと考えているのだから、リバタリアニズムを意味しないことは確かである。ということは「責任」というものに関してジャーナリストは、自分で決定したり自律的であったりすることを意味しない、ということになる。なぜならそれが個々のジャーナリストに許されるのであれば、リバタリアニズムと何も変わらないからである。社会的責任論は自由を強調する代わりに、社会への責任を強調する。この理論でいう責任が、自由意志による協力ではないならば、それは結局、当該社会を統治する政府によってメディアに課されるということが、必然的なものである。プレスの自由は、正確で有意義な文脈において事実を報道するための社会的責任によって制限される。このような考え方は、プレスの行為を監視し「相応に」プレスが機能し続けるための規制システムの唱道へと導く。政府の規制のいくつかの類型は、プレスが自らの責任を受け入

れるために必要とされるかもしれない、ということを示唆するものである。この理論は心地良い響きと、多くの人が否定しがたい魅力を持つ。ジャーナリズムに関わるリベタリアニズムへの疑念と不満を含んだ、世界中に存在する傾向である。このような傾向に内在するものは、統治に関わる集団が社会的に責任あるものを定義し決定できるし、しなければならぬという主張であり、ジャーナリストが、自由に社会的に責任あるものとは何かを決められない、ということもまた意味する。つまり、もしパワー・エリートが当該プレスは責任あるものではないと決定したら、憲法修正一条でさえジャーナリストの自由を守れない、ということである。⁽⁴⁾

ある意味では、政府に監視されているプレスは、より責任あるものである。センセーショナルな報道は、プレス内で規制されるからである。常に統治を支援し、公的政策を後押しするものとなりうる、異口同音の国家のためのプレスは、当該国家という社会に対して責任あるものである。責任あるものの定義は、政府等から画一的に定義され、実行されることにおいて機能的なのである。ある国家のプレスの社会的責任が、必然的に政府の統制を意味するものではない、というかもしれないが、その定義は相対的で漠然としたものである。つまり、社会的責任の理論が、いかなる国においても何某かの意義を持ちうる唯一の方法は、当該政府のパワー・エリートが、プレスの社会的責任という類型の定義者と強制者であることである。⁽⁵⁾

社会的責任という言葉を定義づけるのが、国家の側であり、国家の社会政治的哲学が当該国家のプレス・システムを決定すると想定するならば、プレス・システムはすべて社会的責任があるものということになる。例えば、所謂「共産主義」のプレス・システムは、自らを社会的に責任あるものと考え、明らかに自身の社会システムに責任を持っている。マルクス理論において、社会的責任と共産党や政府への支援は、ほぼ同義であるから、多元的で自律

的に活動している資本主義のプレスは、共産主義にとっては想像できる限りで、最も無責任なプレス・システムである。同じことは、所謂「権威主義」のプレス・システムでもいえる。権威主義のプレス理論では、ジャーナリストが国家の指導者や指導者の統治に対する責務の下にあるということになる。国家の権威、国家の安定等が支援され、保護されなければならない。それがプレスの社会的責任である。自律的で多元的な批判的プレスは、国家の政策を蝕み国家の調和を混乱させる傾向があり、権威主義国家においては、呪われたものでありうる。こうした文脈においては、批判的プレスは極めて無責任なものと考えられる。このように責任と無責任の定義は、ある特定の国家社会に依じて相対的なばかりでなく、個々の国家社会においてさえ、その用語はその時点での状況次第で多くの意味をもつのである。^⑥

社会的責任という言葉を批判した後、メルルは『四理論』の内容に触れながら、理論としての社会的責任論に次のような批判を加えていく。

『四理論』では、「政府は、介入する必要が大きく、かつ、それによってもつとすぐれた結果が得られるようなばあいのみ介入するべきであり、したがって、慎重に介入すべきである^⑦」としている。つまりこの理論は、政府が強圧的であるべきではない、としているのだが、それでは、政府が介入するための必要度の十分さや、得られた結果の十分さに関して疑問が生じる。政府によるどれほどの介入が「強圧的」であるのに十分なのか。^⑧

また、「人間の良心にたいする義務が、社会的責任理論のもとにおける表現自由の権利の基本的な基礎をなしているのである^⑨」としている。これは、必要度が高ければ政府は介入すべき、ということとどう関係になっているのだろうか。人の良心に対する義務というものは、極めて相対的であるから、ある良心的なジャーナリストがすべきで

ないと感じたことを、他のジャーナリストがすべき義務であると感じた場合、どちらかのジャーナリストは社会に対して無責任なのだろうか。^⑩

さらにプレス自由委員会は、「プレスの行動というものは、無統制になんでも勝手にやらせておいてもかまわないとすることには疑問の余地がある、と考えている。市民には情報にたいする道徳的権利があるのであって、かつ、情報にたいする緊急の必要に迫られているのである」^⑪としている。アメリカのプレスが、市民にそのような権利を与えていないというのである。疑問なのは、いかなる情報に対する、あるいは誰の情報に対する道徳的権利なのだろうか。社会的責任論の支持者は、リバタリアニズムの自律的な情報システムを十分なものと考えていない。しかしそれは、いかなる証拠もない、リバタリアニズムがもはや有用ではなくなり、社会的責任によって取って代わられるべきであるということを感じる人々のまさに「感覚」や「意見」である。確かに、プレスが受け手に伝える情報には、ギャップが存在する。社会の誰もが全ての場合に、自分が好む種類と量の情報を得るわけではない。しかし大概の人が、常にそうしたギャップが存在するであろうことを知っている。異なる記者が観察した情報を伝えれば、様々な見解が存在するだろう。異なる編集の決定作成者が、リバタリアニズムのプレス・システムから他の何かへ変えたところで、このような情報のギャップはなくなるまいだろう。^⑫

リバタリアニズムの社会では、すべてのメディアから受け手に達する情報の全てが、信頼性があり、誠実で、完全で、公正で、社会的に責任あるものであるということとは、間違いなく主張されはしない。そんなものがどれほどあるのか誰も知らない。既存の社会的責任の定義は存在しないから、我々のメディアが従おうと努めるべき標準は現実には存在しない。全てのプレス・システムは、当該社会のために責任あるものと自称しうるが、当該社会にさまざまな

意見や思想を注入する自律的なメディアの思想は、リバタリアニズムのシステムのみが正当に主張できるものである。リバタリアニズム、すなわちプレスの自律は、「無責任」と考えられる程他の理論から逸脱した、いくつかの報道機関の正当性、少なくとも存在する可能性、を受け入れなければならない。無責任なジャーナリズムという言葉や概念がアメリカから姿を消した時、あるいは姿を消す間近にまで来た時、その時はジャーナリズムの自由や自律が死滅する時である。⁽¹³⁾

二、メリルのジャーナリズム倫理学

メリルは、ジャーナリズムにおける倫理学を次のようなものと位置づける。

倫理学は、自身のジャーナリズムにおいて行うべき正しいことを、ジャーナリストが決定する手助けをする哲学の一分野である。倫理学は、まさに自発的行為のための規範科学であり、必然的に「自己規制」や「自己強制」を扱う。

もちろん、倫理学は法と関わるけれども、異なる本質を持つものである。法は、ある一定の時期の社会における倫理的価値から生ずる場合が極めて多く、しばしば倫理学を反映したものである。しかし法は、社会的に決定され社会的に強制されるものである。一方倫理は、個人的に決定し個人的に強制されるか、あるいはされるべきものである。倫理学は、ジャーナリストが行為の正誤・善悪・責任無責任等を判断することができる確かな基本的原理や標準を、ジャーナリストに供給すべきものである。法は、何が合法的であるかを問題とするが、合法的であっても、倫理的ではない多くの行為が存在する。何が倫理的かを論じることの方が、常に困難である。倫理学的論争を解決するため参照する「倫理規範の一覧表」は存在しない。倫理学に、すなわち自身の行為の質に、関心を持つジャーナリスト

は、有徳であることを望む者である。どのような人が有徳であるか、ということは「道徳的あるいは倫理的な」人とは何か、という疑問に戻る。しかしながら、徳の本質は、もし我々が歴史的に偉大な思想家にいくらかでも敬意を持つていれば、実際にはそれほど相対的でもないし漠然としてもいない。たとえ徳が、少なからぬ意味論的雑音を含む用語で概念化されたとしても、一般的に哲学者の中の意味づけには少なからぬ共通性が存在する¹⁴。

メルルは、倫理学をジャーナリストが正しい自発的行為を行うための規範科学、と位置づけるのである。そして倫理学に則って行為するジャーナリストを有徳なジャーナリストとするのであるが、その有徳なジャーナリストの規範とは次のようなものである、としている。

有徳な行為を決定するための一般的な倫理的標準には、主に目的論的理論と義務論的理論という二つのものがある。目的論的理論は行為の結果をみる。つまり、結果を検討し行為の道徳的正誤を決定するものとして、結果のみを考えるのである¹⁵。この理論には二つの問題点がある。第一に、実際に多数派のためであるかどうかで善を決定するという問題と、第二に、多数派の意見や行為と「善」を同等と考えることによって提起される問題である。例えば、記事にするかどうかの決定において、ジャーナリストはどの行為が最大多数の人々の最大善を生ずるかを知る正しい方法を持たないので、ジャーナリストは、それが最大善になるといって、推測や期待ができるだけである。また「多数決の道徳性」であるため、個人の担った責任や個人の理性を放棄して、「人々が欲したものを人々に与える」という類の倫理的立場へジャーナリストを導くことになる。

義務論的理論はその行為が道徳的に正当であるかどうかを、結果以外の何か他のものが決定すると把握する点で、まさに目的論的理論とは極めて異なる¹⁶。義務論の最良の例はイマニュエル・カントである。カントは、我々の行為の

指針のために採用すべき、具体的な倫理的規則を決定するための必然的原理として「君の意志の格律が、いつでも同時に普遍的立法の原理として妥当するように行為せよ」⁽¹⁷⁾という「定言的命法」を提示した。要するに、カントは、人が同じ状況にあれば、誰もが応用するものを自分の規則にするよう気をつけるならば、倫理的に行為している、とするのである。義務論にとって重要なものは、行為がなされてきた原理である。格律を適用するためのテストは、結果から独立したものでなければならない。定言的命法は、ジャーナリストが行為するすべての格律をテストすること、当該ジャーナリストに許すであろう原理や一般的規則である。定言的命法は、特定の事例で応用される特定の規則について、考える指針となるよう奉仕する。もしジャーナリストが定言的命法を受け入れるならば、当該ジャーナリストは、自身が従うための特定の規則や指針を思い続ける必要はない。当該ジャーナリストがさまざまな場合に、定言的命法のテストを通過するならば、それに基づいた行為は倫理的に健全であり、当該ジャーナリストは有徳であると考えられるのである。⁽¹⁸⁾

つまりメリルのいう有徳なジャーナリストに相応しい倫理学理論とは、目的論的な功利主義倫理学ではなく、カントの義務倫理学と考えるのである。

三、実存主義ジャーナリズム

メリルは、有徳なジャーナリストが目指すべきジャーナリズムとして、実存主義ジャーナリズムを唱道する。それは、次のようなものである。

もし我々が、カントに例証されるような、倫理学の絶対的な理論を投げ出すならば、その場合道徳性の議論は好み

や勝手な選択といった、分別の類とはかけ離れた議論にしなければならない。「これは正当なジャーナリズムの決定である」という見解は、まさにある人が、ただ「私はこの決定が好きだ」ということを意味するに過ぎない。倫理学が相対主義の形をとれば、文脈Aの中では、あるジャーナリストの行為が、極めて善であり倫理的である一方で、同じ行為が文脈Bの中で行われると、悪か非倫理的かもしれないということである。換言すれば、状況が倫理学を支配することになり、文脈が正誤を決定するということである。相対主義は、その個人主義的な雰囲気のために興味をそそるけれども、拒否しなければならない。相対主義は、全く倫理的な立場ではない。むしろ相対主義は「非倫理学」または「反倫理学」である。倫理学の問題が客観主義、すなわち状況や文脈へと希釈される時、その問題は倫理学としてのすべての意味を失うのである。それではジャーナリストの倫理学は、「個人的なもの」であるべきなのだろうか。それとも「集団的に是認」された社会的な道徳性や規範である綱領、信条、標準、その他集団的に決定された協定等によるべきなのだろうか。要するに、ジャーナリストは自分自身の倫理綱領を決定すべきなのだろうか、それとも集団の価値を受け入れるべきなのだろうか。今日ジャーナリズムの世界のあちこちで、オンブズマン、プレス評議会、プレス・コートのような、新しい機関が生まれている。このような機関や調停者は、個人的自律的倫理学から、社会的に圧力をかけられ強制される倫理学へと移行する傾向をもつものである。¹⁹⁾

相対主義が実用的な効率性、個人主義、個人の自律等と同一視されるアメリカのプレスにおいて、カント倫理学は、絶対的形式主義的理論であるがゆえに、あまり好意的にはみられない。しかしカント倫理学は、極めて一貫して自由を伴うものである。事実、自由はカント倫理学にとって絶対的な要求である。倫理学的命法は、自由に選択するものであつて、他から強制されるものではない。カント主義者は、自分自身の道徳的指針を自由に選ぶという意味で明らか

かにリバタリアンである。⁽²⁰⁾

ジャーナリストにとつて、自律は最高の価値であり、自己以外の決定に従う者は自身を裏切り、自らの本質や本来性を喪失する。ゆえに自由はジャーナリズムの中心をなす問題である。これは、基本的に実存主義的立場でもある。⁽²¹⁾

実存主義の至高の徳は、誠実さである。人は自分で自分の行為を決定する選択ができなければ誠実さを保つことはできない。実存主義者は選択という行為を構成するものを、人の最も本質的なものと考える。選択は自由の結果であり、換言すれば、選択は自由な雰囲気においてのみ実際の意味を持つ。人が自分の生活をしている時、生活の価値はその人がその生活の中に注いだものによつて判断される。価値は人の個人的自由の投影である。実存主義者にとつて、自由は人の本質を構成するものとほぼ同義であり、人の最も基本的な欲求は独立のための、自由な選択である。実存主義者は自由の拠り所を責任と考える。人は自分自身のために、あるいはその人の行為や行為の結果に責任を持つ。他の誰も、その人のことのために責任は取れない。各自は自由に行為しなければならぬし、その行為の責任を受け入れなければならない。⁽²²⁾

つまりジャーナリズムにおいて、自由の重要性を強調するのであれば、実存主義ジャーナリズムを唱道するということは極めて妥当、とメリルは考えるのである。⁽²³⁾

四、カール・ノルデンシユテレンクとの論争

メリルの所論は、多くのジャーナリズム倫理学研究者との論争を呼ぶことになる。その中でも代表的なものとして、「新世界情報コミュニケーション秩序」をきつかけとする、ノルデンシユテレンクとの論争をみてみることにする。

社会的責任論の浸透は、一九八〇年代にはいるとジャーナリストにグローバルな指針を示そうという動きと組み合わせ、社会的責任論の再評価へとつながっていった。世界のジャーナリストが共有できる、グローバルな指針を作り出そうとする中で、社会的責任論に備わっている普遍性が注目され出すのである。プレス自由委員会の五つの要請のうちの「日々の出来事の意味がわかるような文脈において、そのような出来事の誠実で、包括的で、理性的な説明をすること」は、どの社会でも共通して必要とする、真実を述べるといふことの要請であり、「社会を構成する諸集団の代表的な実像を映し出すこと」は、すべての人間が尊厳を与えられているという、原理を反映したものであるから、社会的責任論のワールドワイドな理解は、ジャーナリストを国際的な理解や平和にコミットさせる、という見解がある。⁽²⁴⁾ この考え方が示すように、社会的責任論をアメリカに特有なものと考えず、たまたまアメリカで生まれただけで、世界に共通するグローバルなものとする把握の仕方があり、その考え方の中心人物が、ジャーナリズムの倫理綱領研究の第一人者である、フィンランドのノルデンシュテレンクである。そして、その主張を後押ししたのが、所謂新世界情報コミュニケーション秩序の一連の動きであった。

国連の経済社会理事会の中に設けられた情報・新聞自由小委員会は、一九五〇年に、ジャーナリストの国際的な倫理綱領の問題を取り上げ、その草案を作成した。この国際的な倫理綱領の草案は、その前文で「新聞およびその他の報道機関に従事するものが、真実を探求し事実を報道又は批判することについての責任感を、各自の自発的行動を通じて、不断に維持、促進することによって最もよく保障され得る」⁽²⁵⁾ ための職務遂行上の基準、としている。この案は結局、案のまままで終わる。その理由は、その主旨が第三世界の国々にとっては、国際的なニュースの流通の改善と受け取られたが、リバタリアニズム的な言論・表現の自由を支持する国にとっては、自由を抑制しうる、何らかの義務

を課すものと受け取られたためのようである。マス・メディアやジャーナリズムのあり方に関する議論は、その後もユネスコ（国連教育文化機関）で活発に行われた。しかもその流れは、国際理解への貢献や偏見の排除といったものをより強調するようになっていく。象徴的なものが、一九七八年にユネスコで採択された、所謂「マス・メディア宣言」の六条にみられる。そこには「公正で永続的な平和の確立と、発展途上国の経済的、政治的な独立に資する情報の交流の、あらたな均衡とより大きな互恵主義を確立するため、発展途上国へのまたは発展途上国からの、ならびにそれらの国間の情報の交流の不均衡を是正しなければならない。そのためには発展途上国のマス・メディアが、強力となり発展し、自分たちの間においても、また発達した国々のマス・メディアとも相互に協力しうる、十分な資源を有することが肝要である⁽²⁶⁾」としている。ここには、リバタリアニズム的な言論、表現、報道の自由の保障が、国際的な情報流通の自由や民主的な国際コミュニケーションの促進を、必ずしも意味しない、との考え方が垣間見える。この流れが、新世界情報コミュニケーション秩序という考え方や、マクブライド委員会の報告書等⁽²⁷⁾へとつながっているのである。このような流れの中で、ジャーナリズムの倫理を国際的に比較分析しようとする動きが生じてきた。そうしたジャーナリズム倫理の国際比較研究の代表的なものが、*Communication Ethics and Global Change* とされている⁽²⁸⁾。*Communication Ethics and Global Change* は、一三カ国のコミュニケーション倫理に対するアプローチの仕方に関する論文を掲載し、コミュニケーション倫理に関する各国の相違を理解することにより、その共通の目的を追求しようというものである⁽²⁹⁾。この中で注目されるのが、ノルデンシュテレンクとメリルとの論争である。グローバルなジャーナリストの倫理綱領を制定することの賛否に関する、まさにディベートのような両者の論文が掲載されているのである。

ノルデンシュテレンクは、Professionalism in Transition: Journalistic Ethicsと題して、⁽³⁰⁾新世界情報コミュニケーション秩序の考え方に則った、ジャーナリズム倫理学のあり方を次のように主張する。

新世界情報コミュニケーション秩序の考え方からすると、ジャーナリズムは、社会的な責任を担った専門職である。このような責任を担う理由は、一方では、客観的現実という真実の像を獲得する人民の権利から、もう一方では、人道主義の普遍的価値から生ずる。真実へのコミットメントは、真実の本質に関する諸伝統間の明白な相違は存在するけれども、原理的には、リバタリアン・ジャーナリズムの主流と同様に把握される。しかし国際的なコミュニティによつて確立されたような普遍的な価値へのコミットメントは、典型的な西洋的伝統からの意義ある逸脱と、社会主義国や発展途上国で一般的に理解された専門職の概念へ向けた動きを意味する。このようなジャーナリズムの倫理学は、真実の追求より他にいかなる社会政治的義務からも自由であり続ける、という情熱を伴うリバタリアニズムの伝統による典型的な把握を超越する二つの意義深い段階を含む。第一には、ジャーナリストが普遍的に認識された多くの理想を支援し対応する悪と戦うよう促すことである。これは、同様にすべての市民に当てはまる、一般的な社会的コミットメントである。しかしながらそれ以上に、件の普遍的な価値は、真実へのコミットメントやその他の専門職特有の慣行と同様、ジャーナリズムという専門職の極めて重大な構成要素として理解されることによつて、特別な専門職的コミットメントに含まれる。それゆえ、一般的な真実ばかりでなく、同様に人道主義的な普遍的価値をもまた追求することが、すべてのジャーナリストの専門職としての役割になる。換言すれば、ジャーナリストという専門職の定義は、様々な社会政治的な利害や価値から独立的かつ中立的に事実や意見を伝達する仕事である、というリバタリアニズムの概念を大きく飛び越えるものである。人は、平和と戦争、デモクラシーと専制政治、国家の解放と植民地

主義等々の諸概念が、戦略的な利害にしたがった実質的にいかなる解釈にもなる、単なるスローガンではない、ということを理解できる。これらの諸概念のほとんどは、国際法下では特定の意味を持つ。戦争宣伝というような場合には、ジャーナリズムへの広い応用が存在し、それは、本質的に普遍的な価値や原理を巡り、解釈や政治的争いの余地はある。しかし人間の本質や行為と同等の価値を持つ、何らかの概念をも伴う。普遍的価値の妥当性に関する懐疑主義とは、かかわる争点への典型的な無視に基づいているのである。結局、ジャーナリストはまさしく国際法や国際秩序の基盤を構成する諸価値に率直にコミットするようになるのである。例えば、もし平和へのコミットメントが、政治的に急進的な立場として了解されるならば、平和に貢献する価値が政治的急進主義を表すことを証明するよりもむしろ、平和の普遍的な価値の無視をあらわにするものである。このようにジャーナリズムにおける新しい専門職倫理は、情報の分野の中に、いかなる特定の「政治化」をももたらすものではない。そうした新しい専門職倫理は、平和、デモクラシー等の価値を守る安全装置を供給するだけである。ジャーナリズムが高度に政治的な分野であり、あり続けるということは、いうまでもないことである。専門職倫理のいかなる選択も直接的にも間接的にも、政治的立場を表すものである。問題となるのはどれが政治的でどれが非政治的かではない。問題なのは唱道された政治的方向付けがいかなるものか、ということである。この点で、この新しい専門職倫理は、想像されうる限りの「不偏不党」の基盤を持つ。すなわち国際コミュニティの普遍的価値、という基盤である。

ノルデンシュテレンクは、社会的責任論でいわれる社会的責任の内容を、国際コミュニティの普遍的価値と捉えている。ジャーナリストが、国際コミュニティの普遍的価値を共有することは可能であり、それを基準にして行為することが、ジャーナリストの社会的責任なのである。そしてジャーナリストの行為規範となる普遍的価値を学ぶものが、

ジャーナリズム倫理学なのである。ゆえにノルデンシュテレンクは、ジャーナリストの行為規範を明文化した国際的な綱領も、制定可能であり、制定すべきと考えるのである。

これに対してメリルは、*Global Commonalities for Journalistic Ethics: Idle Dream or Realistic Goal?*⁽³¹⁾と題して、次のように反論する。

新世界情報コミュニケーション秩序の考え方は、西洋のジャーナリストの観点からすると、ほとんどはジャーナリズムの範囲を超え、ジャーナリストを国家の政策や政治的イデオロギーの領域に関与させるようだ。例えば、西洋のジャーナリストは、アパルトヘイト、専制体制、植民地主義、病気、栄養不良等の除去にいかなる大きなコミットメントも持つべきである、とは感じない。西洋のジャーナリストは、個人的にはそのようなことに反対かもしれないが、そういうことはジャーナリズムの問題ではない。異国民や異文化との原理に基づくコミュニケーションは、とても難しく、たぶん倫理的に行うことは不可能である。我々が、異国民、異文化が関わるジャーナリズム倫理学を考察する時、送り手の社会的政治的システムにごく密接に結びついた価値を扱わなければならないが、加えて、受け手の国家の文化的政治的文脈に結びついた価値を扱わなければならない。その時ジャーナリストは、自分自身の倫理的原理に従うのか、それとも自身の原理とは相容れないかもしれない受け手の側の原理に従うのか。この疑問は、国境を越えて倫理的に行うしよとするジャーナリストに直面する、基本的な問題である。もし政治的イデオロギーを押しつけるような、政治中心の「綱領」が問題の解決になるとするならば、それは疑わしい。我々が、国際コミュニケーションにおける倫理学を話す時、まさに我々の関心は、国家間あるいは国家内でなされているコミュニケーション行為の正・誤である。このような関心は、我々を相違する価値システムと国家の伝統に直接関与させる。個人と同様に、国

家や文化は、普通それ自体の価値の傾向と極めて密接に結びつけられ、いかなる他の価値も倫理的なものと考えられるを困難にする。このことは、いかなる意義深いものにおいても、価値システムの相対性の認識なしに、倫理学の考察は不可能であることを意味する。そのような認識に立てば、国際的な倫理学も相対的で、ジャーナリストの倫理的な行為に関する、実質的ないかなる合意も決して存在はしないだろう。つまり国際的倫理綱領は不合理で不可能である。普遍的であるいくつかの広い原理が存在する、という認識はあるが、このような原理は道徳意識を持つジャーナリストが、追求する必要がある。しかしながら、そうした原理は、他者を規定する倫理綱領を、うまく列挙し提示することに手を貸すような類いの原理ではない。むしろ、グローバルなジャーナリストの行為に役立つと感じて、受け入れたジャーナリストによつてのみ使用されるための、倫理的行為の根本的な原理である。そうした原理が、成文化されることや、ジャーナリストのいかなる専門職機関によつて持たれることも、絶対的に試みられるべきではない。ジャーナリズムにおいて、個人的な価値システムと調和する一定の倫理的格律は、公式化すべきではあるが、それは国際コミュニケーション改善に向けた長い道のりを行くことである。たぶん国際的なジャーナリストの行為は、実際には決して自身の価値システムを超えることはできない。すべてのジャーナリストは、ある程度「伝道師」である。ジャーナリストが他国のジャーナリストとコミュニケーションしている、あるいはコミュニケーションしようとしている、というまさにその事実が、一種の伝道師的精神を示している。換言すれば、ジャーナリストは、異文化の文脈や価値システムの中に異なる思想や情報を注入しているのである。このようなことをすることは、ある種の「伝道」を意味する。個人としてあるいは国民として我々が、ある種の利己的で自民族中心主義的な動機なしにコミュニケーションすることはめつたにない。我々がそんなことを意図しない時でさえ、我々はある種の思想、原理、価値、関心

領域、技術等を推奨しているのである。ある国民が、他の国民を「コミュニケーション帝国主義者」と呼ぶことは驚くことではないし、そのような呼称を使用するというまさにその事実の中には、そう非難した国民自身が、典型的な「コミュニケーション帝国主義者」である、ということである。

ここまでの主張の内容に関して、メルルは、ジャーナリストの共通の基盤として奉仕する普遍的な倫理的基準や、原理が実際に存在しない、とする点、そしてジャーナリズム倫理学は自民族中心主義的であり、ジャーナリストが倫理的であろうとすることと、自民族中心主義的な政治的社会的システムを結びつけてしまう点等は、以前の自分の主張に反さないのか、疑問に思う人がいるかもしれない、とする。その上で、実際に、世界規模の倫理的共通基盤が存在するとまさにいつてきたし、道徳性に関するいくつかの国際原理を支持さえしたが、その一方で、倫理綱領として、そういう原理を成文化しようとしたり、イデオロギー的な陣営の宣伝的な面に、そうした原理を授けようとするいかなる試みにも反対してきた、とする。また、ある一定の政治的社会的価値システムを至る所に広げるといふ、試みにジャーナリズム倫理学の国際綱領を使用しようとすることは、生産的ではない、と考えるとする。要するに、国際ジャーナリズムの文脈で倫理学について考えることは、健全な企てであるが、倫理学の国際綱領の成文化を試みることは、非現実的で不毛な努力である。個人的国家的な価値システムの最重要性を忘れることなく、グローバルな道徳性という天蓋を形成しようとする、倫理学原理をジャーナリズムに関係つけた議論は、世界的な視野を持ったジャーナリストの増加に、明らかに役立つ。しかしある種の「ワン・ワールドイズム」へ誘う規範的倫理綱領は、世界コミュニティにおいて、基本的で重要な政治的社会的相違に対して、破壊的であるばかりでなく、個々のジャーナリストが、個人的に持つ価値の終焉をもまた引き起こすかもしれない。アメリカには、ほとんどのジャーナリストに

よつて合意された、ジャーナリズムの一定の共通する倫理学原理がいくつかあるにもかかわらず、特定の倫理綱領が、アメリカのジャーナリストに何らかの意義ある指針を提供することには、惨めに失敗してきた。倫理綱領が議論的となるなどの事例においても、多くのジャーナリストは、成文化した倫理綱領の信条や規制を受け入れはしなかった。その主な理由は、アメリカのような国のジャーナリズムが、理論的にも現実的にも多元的であるということである。ジャーナリズムの対象や方法は、多様なのである。もし倫理綱領やその他の国家的ニュース評議会のような「専門職を方向付ける」指示的な強制力が、アメリカのような国で有意義でなく、うまくいかないならば、ジャーナリズム倫理の国際綱領を、どうして誰かが真剣に提案するだろうか。そんな綱領は、政治的宣伝文書であるか、一般的な格言や抽象的な格律の寄せ集めであつて、そういうものは、意義や有効性を失うほど実質や限定性を欠くのである。ある人が、様々な編集哲学やニュースの定義に沿つて、世界中のプレスの所有や経営の異なるシステムを検討する時、国際倫理綱領の概念は、空想の範囲を帯び始めるのである。ジャーナリストの倫理学は、その人自身の背景と価値システムから生じ、その人の国家の政治的社会的システムに結びつけられる。そのような認識は、国際倫理綱領という思想にほとんど支持を与えない。このことは、一定の基本的な個人的伝統的価値を普遍化して、世界的なものを企てるべきではないといつていのではない。もしある一定のコミュニケーションの最優先概念が、自身の国のジャーナリズムにとつて重要であるのなら、そのような概念を自身の国以外で扱う時に、自身にとつて重要でなくなる理由があるだろうか。国際ジャーナリストは、共感的なばかりでなく、他の国の人々の見地や必要を、実際に理解しようという欲求をも持つ。国際ジャーナリストは、現実の実質的な争点と重要な思想を扱うことを欲する。国際ジャーナリストは、誠実で、率直で、正直で、正直で、明確でありたいと欲する。国際ジャーナリストは、決して個人や政治システムに

対して論争を向けるのではなく、受け手を尊重し、自身の文化から生じる自身の倫理的基準に貢献するが、そうあることが重要であれば、柔軟であろうとする。以上が、忘れるべきでない、基本的な態度である。こうした態度は文化と国家の架け橋となり、国際的な道徳性にいくつかの共通性を与えうる、倫理学的原理や格律を生む手助けとなる。

以上のようにメリルは、何が倫理的な行為かの判断は、あくまで個々のジャーナリストに任せられるべきなのであつて、明文化された倫理綱領の必要性を認めようとはしない。それどころか、価値の多様性を理由に、明文化された倫理綱領を制定しようとすること自体を「無駄」と、切り捨ててしまふのである。

おわりに

ノルデンシュテレンク他にも、メリルの社会的責任論批判を受けて、ランベスは、プレス(32)の自由委員会の報告書 *A Free and Responsible Press* を高く評価する立場から *Committed Journalism: An Ethic for the Profession* を著して、ジャーナリズム倫理学の確立に大きな役割を演じた。*Good News: Social Ethics & the Press* を初めとするコミュニタリアン・ジャーナリズムの理論を確立し、アメリカ・ジャーナリズム倫理学史の中でも高い評価を受けるクリスチャンズも、その研究はメリルの批判に対抗するべく、社会的責任論に道徳哲学的な基盤を付与しようとすることが発端であつた。⁽³⁴⁾ また、メリルとノルデンシュテレンクの論争は、ジャーナリストの国際的な倫理規範構築への動きを刺激することとなるのである。

社会的責任論は、ジャーナリズム倫理学において、今でも重要な理論であるが、登場した時期は、アメリカのジャーナリズム倫理学研究の低調期とされていることからわかるように、必ずしも倫理学的な理論とはいえない。

その点を倫理学研究の視点から批判したのが、メリルであった。

メリルは、ジャーナリズム倫理学研究の興隆、すなわちジャーナリストの専門職倫理を確立する気運をもたらした功労者として、評価されるべき研究者である。換言すれば、あくまでも、ジャーナリズム倫理学史の位置づけはそこまでにとどまる。世界的なレベルでジャーナリズム倫理学の基盤となった社会的責任論に対して、倫理的・哲学的不備を批判し、ジャーナリストに必要な倫理観として、実存主義ジャーナリズムを提唱したことは、アメリカ・ジャーナリズム倫理学研究の低調期を脱する大きなきっかけであったし、それはイコール、世界のジャーナリズム倫理学研究の暗黒時代脱出の切っ掛けになった、といっても過言ではない。しかし、今現在メリルの実存主義ジャーナリズムは、評価されていないし、顧みられることもほとんどない。あまりにもリバタリアニズムを前面に押し出すメリル倫理学は、自由の国アメリカでさえ、受け入れがたいものだったようである。しかし、現在社会的責任論が、ジャーナリズム倫理学の基盤であり続けられるのは、メリルの批判に対し、社会的責任論を肯定する立場から、倫理的・哲学的根拠を示して対抗しようとした、ランベスとクリスチャンズの存在が極めて大きい。つまり、メリルの実存主義ジャーナリズムという理論は、その考え方をどう評価するかは別として、ジャーナリズム倫理学が大きな発展を遂げるのに必要な起爆剤だったのである。

*本論は、「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）…極化現象の分析と『ポスト・トゥルース』時代の倫理的視座の探求（研究種目…基盤研究（C）一般 研究課題番号…一八K〇〇〇四九…二〇一八年四月一日～二〇二〇年三月三十一日）」による研究成果の一部である。

註

- (1) Commission on Freedom of the Press (1947) (reprint 1974) *A Free and Responsible Press: A General Report on Mass Communication: Newspapers, Radio, Motion Pictures, Magazines, and Books*. Chicago: University of Chicago Press.
- (2) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) *Four Theories of the Press: The Authoritarian, Libertarian, Social Responsibility, and Soviet Communist Concepts of What the Press Should Be and Do*. Urbana: University of Illinois Press. (内村芳美訳『マス・コミュニケーションの自由に関する四理論』東京創元社)。
- (3) Lambeth, Edmund B. (1988) “Marsh, Mesa, and Mountain: Evolution of the Contemporary Study of Ethics of Journalism and Mass Communication in North America.” *Journal of Mass Media Ethics*, Vol.3 No.2. pp.20-25.
- (4) Merrill, John C. (1974) (reprint 1990) *The Imperative of Freedom: A Philosophy of Journalistic Autonomy*. New York: Freedom House. p.86-87.
- (5) Ibid., pp.87-88.
- (6) Ibid., pp.88-89.
- (7) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) op. cit., p.95. (内村芳美訳 前掲書一七六頁)。
- (8) Merrill, John C. (1974) (reprint 1990) op. cit., p.90.
- (9) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) op. cit., p.97. (前掲書一七九頁)。
- (10) Merrill, John C. (1974) (reprint 1990) op. cit., p.90.
- (11) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) op. cit., p.101. (前掲書一八八頁)。
- (12) Merrill, John C. (1974) (reprint 1990) op. cit., p.90.
- (13) Ibid., p.91.
- (14) Ibid., p.160-161.
- (15) Ibid., p.163.

- (16) Ibid., p.164.
- (17) Kant, Immanuel. (1788=1979) *Kritik der praktischen Vernunft*, in: *Immanuel Kants Werke, Bd. 5*, Berlin 1922, S.35. (波多野精一・宮本和吉・篠田英雄訳『カント 実践理性批判』岩波書店七二二頁)。
- (18) Merrill, John C. (1974) (reprint 1990) *op. cit.*, pp.164-166.
- (19) Ibid., p.168-170.
- (20) Ibid., p.179.
- (21) Ibid., p.203.
- (22) Ibid., pp.188-189.
- (23) Ibid., p.203.
- (24) Nordenstreng, Kaarle & Christians Clifford G. (2004) “Social Responsibility Worldwide.” *Journal of Mass Media Ethics*, Vol.19, No.1, p.25.
- (25) 訳は第七次新聞法制研究会 (1981) 『国際的な情報交流の自由に関する研究会報告書 国際的な情報交流の自由に関する研究』日本新聞協会研究所 八二頁。
- (26) 訳は同書 九〇頁。
- (27) The International Commission for the Study of Communication Problems, (1980=1980). *Many Voices, One world*. Paris: UNESCO. (永井道雄監訳『多々の声、一つの世界』日本放送出版協会)
- (28) Christians, Clifford G. (1991). “Communication Ethics” *Communication Research Trends*, Vol.11, No.4, p.2.
- (29) Cooper, Thomas W., Christians, Clifford G., Plude, Frances Forde, & White, Robert A. (eds.) (1989) *Communication Ethics and Global Change*. White Plains: Longman. pp.xxvi-xxx.
- (30) Nordenstreng, Kaarle. “Professionalism in Transition: Journalistic Ethics.” In Ibid. pp.277-283.
- (31) Merrill, John C. “Global Commonalities for Journalistic Ethics: Idle Dream or Realistic Goal?.” In Ibid. pp.284-290.

- (32) Lambeth, Edmund B. (1986) *Committed Journalism: An Ethic for the Profession*, Bloomington: Indiana University Press.
- (33) Christians, Clifford G., Ferre, John P., & Fackler, P. Mark (1993). *Good News: Social Ethics & the Press*. New York: Oxford University Press.
- (34) ランベスについては「エドモンド・B・ランベスの『ステイワードシップ (Stewardship・受託者の任務)』』『ジャーナリズム&メディア』一二号 一二二頁〜一二三二頁参照。また、クリスチャンズについては、「クリフォード・G・クリスチャンズの『トランスフォーマティブ (Transformative・変容的)』『ジャーナリズム』『政経研究』第五六巻第二号一四一頁〜一六三頁参照。

